（機構法第三十一条第二項の国土交通省令で定める金額）

第二十三条　機構法第三十一条第二項の国土交通省令で定める額は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間における機構法第十二条第一項第二号ハ及び第五号並びに第二項の業務に係る収益の合計額から当該業務に要する費用の合計額を差し引いた金額とする。

（都市計画法施行規則の一部改正）

第五条　都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（令第三十八条の七第四号の国土交通省令で定める行為） **第四十三条の七**　令第三十八条の七第四号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一～三　（略） 四　独立行政法人水資源機構が行う独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項（同項第二号ハ及び第五号を除く。）に規定する業務又は同法附則第四条第一項に規定する業務（これに附帯する業務を除く。）に係る行為（前号に掲げるものを除く。） 五～二十五　（略）	（令第三十八条の七第四号の国土交通省令で定める行為） **第四十三条の七**　令第三十八条の七第四号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一～三　（略） 四　独立行政法人水資源機構が行う独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項（同項第二号ハ及び第四号を除く。）に規定する業務又は同法附則第四条第一項に規定する業務（これに附帯する業務を除く。）に係る行為 五～二十五　（略）

（機構法第三十一条第二項の国土交通省令で定める金額）

第二十三条　機構法第三十一条第二項の国土交通省令で定める額は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間における機構法第十二条第一項第二号ハ及び第四号並びに第二項の業務に係る収益の合計額から当該業務に要する費用の合計額を差し引いた金額とする。

（幹線道路の沿道の整備に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　幹線道路の沿道の整備に関する法律施行規則（昭和五十五年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（令第十条第三号の国土交通省令で定める行為） **第八条**　令第十条第三号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一～三　（略） 四　独立行政法人水資源機構が行う独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項（同項第二号ハ及び第五号を除く。）に規定する業務又は同法附則第四条第一項に規定する業務（これに附帯する業務を除く。）に係る行為（前号に掲げるものを除く。） 五～二十一　（略）	（令第十条第三号の国土交通省令で定める行為） **第八条**　令第十条第三号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一～三　（略） 四　独立行政法人水資源機構が行う独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項（同項第二号ハ及び第四号を除く。）に規定する業務又は同法附則第四条第一項に規定する業務（これに附帯する業務を除く。）に係る行為 五～二十一　（略）

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（令第十三条第三号の国土交通省令で定める行為） **第二十四条**　令第十三条第三号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一～三　（略） 四　独立行政法人水資源機構が行う独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項（同項第二号ハ及び第五号を除く。）に規定する業務又は同法附則第四条第一項に規定する業務（これに附帯する業務を除く。）に係る行為（前号に掲げるものを除く。） 五～二十五　（略）	（令第十三条第三号の国土交通省令で定める行為） **第二十四条**　令第十三条第三号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一～三　（略） 四　独立行政法人水資源機構が行う独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項（同項第二号ハ及び第四号を除く。）に規定する業務又は同法附則第四条第一項に規定する業務（これに附帯する業務を除く。）に係る行為 五～二十五　（略）